

＜ 炉物理部会規約 ＞

昭和 42 年 9 月 25 日 第 95 回理事会,研究連絡会決定

昭和 58 年 7 月 26 日 一部改定

平成 5 年 12 月 研究部会移行

専門分野別研究部会規定（規定第 11 号）により，炉物理部会を本規約により設置し運営する。

（目的）

第 1 条 炉物理部会（以下本部会）は，炉物理に関する専門分野の研究活動を支援し，その発展に貢献することを目的とする。

（部会員）

第 2 条 学会正会員および学生会員は本部会員となる資格を有する。

第 3 条 本部会に参加を希望する会員は，所定の事項を記入した入会申込書に部会費を添えて，事務局に申し出る。なお，退会の際はその旨を事務局に通知する。

（運営費，部会費）

第 4 条 本部会の運営費には，部会費,事業収入,寄付,その他をもってあてる。

第 5 条 運営費については，企画委員会の了承を経て理事会に報告し，その承認を得ることとする。

（総会）

第 6 条 総会を年 1 回以上開催し，本部会の事業,予算,運営等の重要事項について承認を得るものとする。

第 7 条 本部会の運営は，学会正会員の本部会員より選ばれた部会長，副部会長各 1 名および幹事若干名からなる運営委員会が行う。運営委員の任期は別に定める。

第 8 条 事業の実施のため，運営委員会のもとに小委員会を設けることができる。

（事業）

第 9 条 本部会は次の事業を行う。

- (1) 定期的に部会報を発行する。
- (2) 随時，技術情報提供等のためのニューズレター等を発行する。
- (3) 学会の学術講演会に積極的に参加する。
- (4) 関連する専門研究委員会，特別専門研究委員会等の活動を積極的に支援する。

- (5) 討論会，研究発表集会等を開催し，優秀な発表論文については，学会誌への投稿を積極的に奨励する。
- (6) 関連する国内外の学協会，諸機関との共催による研究集会の企画，実施を行い，国内および国外研究協力を積極的に進める。
- (7) 年 1 回以上，セミナーを開催する。
- (8) 炉物理の理解を一般に広めるため，随時，講演会，見学会等を開催する。
- (9) その他，適切な事業は随時，実施する。

(変更)

第 10 条 本規約の変更は，運営委員会の発議に基づき，総会での承認を要する。

(本部会は，昭和 42 年 9 月 25 日に研究連絡会として発足し，平成 5 年 12 月に専門分野別研究部会に移行)

改正 平成11年9月11日

日本原子力学会「炉物理部会」内規

1. 趣旨

この内規は、炉物理部会規約に基づき、炉物理部会（以下、本部会）の具体的な運営の方法について定めるものである。

2. 総会

- (1) 本部会の総会を、年2回、学会春の年会及び秋の大会時に開催する。
- (2) 総会では、本部会の事業、予算、決算、運営に関する重要事項について、審議する。

3. 部会費

本部会の部会費は、正会員及び学生会員につき、それぞれ年額1,500円、1,000円とする。

尚、学生会員会費については、平成7年4月1日を以て、年間500円に減額する。

4. 運営委員会の構成

本部会に次の役員からなる運営委員会をおく。

部会長	1名
副部会長	1名
学会炉物理部会担当企画委員	1名
学会編集委員	1名
学会炉物理委員会委員長	1名
幹事	若干名

5. 運営委員会の職務

- (1) 運営委員会は、本部会の運営の中心となり、運営に関する事項を分担する。
- (2) 部会長は、本部会を代表し、本部会の業務を総括する。
- (3) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは部会長の職務を代行する。
- (4) 幹事は、庶務及び各小委員会委員長の職務を分掌する。
- (5) 各小委員会委員長は、各小委員会を統括する。

- (6) 庶務幹事は、本部会運営の庶務を担当し、学会企画委員会等の窓口となる。

6. 運営委員会委員の選任

- (1) 部会長、副部会長、及び幹事は、学会正会員の部会員の選挙で選ばれる。
- (2) 正副部会長の任期は、2年までとする。ただし、副部会長及び部会長を継続する場合、任期は合わせて2年とする。
- (3) 幹事の任期は2年とし、約半数を毎年改選する。
- (4) 学会炉物理部会担当企画委員、学会編集委員、学会炉物理委員会委員長は部会長の推薦により、運営委員会委員に選任する。

7. 小委員会

- (1) 本部会の事業の実施のために、運営委員会のもとに、小委員会を設ける。
- (2) 部会長は学会正会員の部会員より、小委員会委員を委嘱する。
- (3) 運営委員は、小委員会委員を兼務できる。

8. 小委員会の活動

当面、本部会に以下の小委員会を設置し、各事項を掌握、分担する。

8-1 財務小委員会－健全な部会運営のための財源確保と支出を分担する。

－収入に関する事項

- (1) 部会費
- (2) 一般向け特別セミナー参加料
- (3) 学術集会開催参加料
- (4) 連合講演会予稿集販売
- (5) セミナー資料集・啓蒙資料集販売
- (6) 専門技術情報販売
- (7) 寄付
- (8) その他

－支出に関する事項

- (1) 部会報出版
- (2) ニュースレター発行
- (3) 若手セミナー開催
- (4) 学術交流経費

- (5) 通信連絡事務経費
- (6) その他

8-2 編集小委員会－技術構報提供のため定期的に出版物の発行業務を行う。

- (1) 部会報出版
- (2) ニュースレター発行
- (3) 集会資料集、予稿集、資料集などの編集・発行
- (4) その他

8-3 セミナー小委員会－会員を対象とした炉物理研究情報提供の企画・開催業務を行う。

- (1) セミナーの企画・開催
- (2) セミナーテキスト・資料集の企画・作成
- (3) その他

8-4 学術研究交流小委員会

- (1) 国内連合学術集会の企画・開催
- (2) 国外連合学術集会の企画・開催
- (3) 対外協力事業の企画・実行
- (4) その他

8-5 学生・若手小委員会－若手研究者及び学生の活動を企画実行する。また、若手・学生の入会を促進する。

- (1) 若手セミナーの開催
- (2) その他

9. 変更

本内規の変更は、運営委員会の発議に基づき、総会での承認を要する。

付記

- (1) 本内規は「平成6年日本原子力学会春の年会」における炉物理研究連絡会総会での議決を経て施行するものとする。
- (2) 炉物理研究連絡会は、本内規の施行をもって廃止し、炉物理研究連絡会会員は、本部会会員となる。
- (3) 炉物理研究連絡会の財源は本部会が引き継ぐ。

付則

- (4) この改訂は、平成12年4月1日より施行する。

炉物理部会運営委員会内規

平成 16 年 2 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 本内規は日本原子力学会「炉物理部会内規」に定められた運営委員会の構成及び運営委員会委員（以下運営委員）の選任方法について定める。

(運営委員会の構成)

第 2 条 運営委員会を、次の各号に掲げる運営委員によって構成する。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 部会長 | 1 名 |
| (2) 副部会長 | 1 名 |
| (3) 庶務幹事 | 2 名 |
| (4) 企画委員会担当運営委員 | 1 名 |
| (5) 編集委員会担当運営委員 | 1 名 |
| (6) 炉物理委員会担当運営委員 | 1 名 |
| (7) HP 担当幹事 | 3 名 |
| (8) 財務小委員会担当幹事 | 2 名 |
| (9) 編集小委員会担当幹事 | 2 名 |
| (10) セミナー小委員会担当幹事 | 2 名 |
| (11) 学術交流小委員会担当幹事 | 2 名 |
| (12) 学生・若手小委員会担当幹事 | 2 名 |

(運営委員の選任)

第 3 条 運営委員は総会の議決により選任されるものとする。

(運営委員の任期)

第 4 条 運営委員の任期は、部会長及び副部会長については 1 年とする。企画委員会担当運営委員、編集委員会担当運営委員、炉物理委員会担当運営委員、HP 担当幹事及びセミナー小委員会担当幹事については原則 1 年とするが、再任も可とする。庶務幹事、及び各小委員会（財務小委員会、編集小委員会、学術交流小委員会及び学生・若手小委員会）担当幹事については原則 2 年とし、半数ずつ交替する。

(運営委員候補者の推薦)

第 5 条 運営委員会は以下の手続きにより次期年度の運営委員候補者を推薦する。

- ・ 部会長候補者は、当該年度の副部会長とする。
- ・ 副部会長候補者は、次期年度の夏期セミナー担当者とする。
- ・ 庶務幹事候補者は、部会長及び副部会長の推薦による。
- ・ 企画委員会担当運営委員候補者は、部会関連の学会企画委員の互選による。
- ・ 編集委員会担当運営委員候補者は、部会関連の学会編集委員の互選による。
- ・ 炉物理委員会担当運営委員候補者は、学会炉物理研究委員会委員長とする。
- ・ HP 担当幹事候補者は、HP の設置される計算機の所有機関に所属する部会員の互選による。
- ・ 財務小委員会、編集小委員会、セミナー小委員会、学术交流小委員会及び学生・若手小委員会の各小委員会担当幹事候補者は、部会員 2 名以上による推薦による。但し、候補者が定数を満たさなかった場合或いは複数の候補者が出た場合には委員会の調整により候補者を選任する。

(例外処理)

第 6 条 この内規及び関連する規程等に定めのない事態が生じたときは、運営委員会は、関連する規程等の趣旨を尊重して適切な処置をとることができる。但し、事前又は事後に部会総会に報告し、その了承を得なければならない。

(付則)

- (1) この内規の改廃は、運営委員会の承認を得るものとする。
- (2) この内規は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。